

財団法人 日本クリスチャン・アカデミー
個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、基本的人権を擁護する上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、財団法人 日本クリスチャン・アカデミー（以下「当財団」という）における個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示及び訂正の申出の手続を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び当財団の事業の公正かつ適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1) 「役職員等」とは、当財団の役員、職員、顧問嘱託、雇用員等、当財団の運営ないし業務に携わる者をいう。
- 2) 「個人情報」とは、個人に関する情報で氏名、生年月日等、生存する個人を特定できる情報すべてをいう。
- 3) 「保有個人情報」とは、当財団の業務に従事する役職員等が職務上作成し、又は取得した情報であって、役職員等が組織的に利用するために当財団が保有しているものをいう。

(適用範囲と職員の責務)

第3条 この規程は、当財団が扱う個人情報について役職員等に適用する。

- 2 当財団の役職員等は、職務上知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(個人情報保護の管理体制)

第4条 保有個人情報を管理するために、個人情報保護管理者を1人置く。

- 2 個人情報保護管理者は、事務局長をもって充てる。
- 3 個人情報保護管理者は、保有個人情報を取り扱う役職員等に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意義の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

(個人情報の取得)

第5条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

- 2 個人情報の取得については、適法かつ公正な方法によりおこなうものとする。
- 3 業務において新たに個人情報を取得する場合は、あらかじめ個人情報保護管理者に利用目的及び実施方法を届け出、承認を得るものとする。

(本人から直接個人情報を取得する場合の措置)

第6条 本人から直接個人情報を取得する場合は、本人に対して、次の各号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知または公表するものとする。

- 1) 個人情報の取扱い及び利用の具体的な目的
- 2) 個人情報の提供を行うことが予想される場合は、その具体的な目的、当該情報の受領者の組織
- 3) 個人情報の取扱いを委託することが予定されている場合は、その旨
- 4) 個人情報を与えることは、本人の任意であること及び当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果
- 5) 個人情報の開示を求める権利及び開示結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利、並びに当該権利を行使するための手続き

(本人以外から間接的に個人情報を取得する場合の措置)

第7条 本人以外から間接的に個人情報を取得する場合は、前条の第1号から第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知または公表するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- 1) 本人の同意を得ている者から取得する場合
- 2) 個人情報の取扱いを委託される場合
- 3) 本人の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合

(個人情報の利用)

第8条 個人情報は、原則として利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者だけが、業務執行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

- 2 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、第6条第1号から第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知または公表するものとする。
- 3 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用するために本人の同意を求める場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。
- 4 個人情報を第三者に提供又は共同利用する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の管理)

第9条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

- 2 個人情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等）に対して、必要かつ適切な安全管理対

策を講じるものとする。

- 3 個人情報施錠が可能な場所に保管し、鍵は、個人情報保護管理者又は当該個人情報の利用を許可された者が保管するものとする。
- 4 個人情報の保管されている端末には、ID及びパスワード等適切なアクセス制限を施すものとする。
- 5 個人情報の保存されている情報システム、情報機器については、外部媒体の接続及びネットワークへの接続を制限するものとする。
- 6 個人情報の保存されている情報システムへのアクセス記録は、一定期間これを保存するものとする。

(個人情報の開示、訂正、追加、利用停止、消去及び廃棄)

第10条 本人から自己の情報について、開示、訂正、追加、利用停止、消去及び廃棄を求められた場合は、速やかに個人情報保護管理者に報告し、これに応じるものとする。

- 2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合は、速やかに応じるものとし、訂正、追加又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知するものとする。
- 3 本人から自己の情報について利用又は第三者への提供を拒否された場合は、これに応じるものとする。ただし、法令に基づく場合は、この限りではない。
- 4 個人情報の消去及び廃棄は、当該個人情報の利用目的が終了した後、速やかに具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために、記憶媒体を物理的に破壊するなど適切な方法により、なし得るものとする。

(適用除外)

第11条 第10条の規定は、当財団の役職員等の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準じる事項に関する個人情報については、適用しない。

付則

(改廃)

第1条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

(施行)

第2条 この規程は、2005年10月29日から施行する。